

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
三和北部地区農業振興センター	上越市三和区越柳 1825 番地 1	会議室	58.00	平成 25 年 10 月 2 日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
清里コミュニティプラザ	上越市清里区荒牧 18 番地	多目的ホール	180.00	平成 25 年 10 月 2 日